

## 沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の専門外来部門の整備を行う医療機関（以下「感染症外来協力医療機関」という。）に対し、必要な資機材をあらかじめ整備し、感染症の感染拡大防止及び感染者の患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保するとともに、感染症に迅速かつ適切な対応を図るために、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者はこの補助金の交付を受けようとするときは、感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）を知事が定める日までに提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第4条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類証拠を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(6) 事業を行うために締結する契約については、一般競争に附するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(7) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

#### (変更申請)

第5条 この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が事業の内容を変更するときは、第3条に規定する申請手続きに準じて別に定める期日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、「感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付申請書」は「感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金変更申請書」と読み替えるものとする。

#### (交付決定)

第6条 知事は、第3条又は第5条による交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、この補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

#### (実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金実績報告書（第2号様式）を事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

#### (額の確定)

第8条 知事は、前条の規定に基づく実績報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、この補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の精算払)

第9条 補助事業者は、前条の補助金の額が確定した後に、補助金精算払請求書を知事に提出するものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

2 平成21年度の整備対象医療機関は、人工透析を行う医療機関とする。

附 則

1 この要綱は、平成23年11月8日から施行する。

2 平成23年度から25年度の整備対象医療機関は、救急告示病院等で新型インフルエンザ発生時に「帰国者・接触者外来」設置等に協力する医療機関とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

2 平成26年度以降の整備対象医療機関は、救急告示病院等で新型インフルエンザ等発生時に「帰国者・接触者外来」となる医療機関とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

2 平成26年度以降の整備対象医療機関は、救急告示病院等で新型インフルエンザ等発生時に「帰国者・接触者外来」となる医療機関その他知事が必要と認める医療機関とする。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表（第2条関係）

対象経費及び基準額並びに算定方法

1. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
2. 1により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>次により算出された額とする。 ただし、本事業費及び申請医療機関数によっては、補助対象となる設備の基準額を変更する場合がある。</p> <p>(1) H E P Aフィルター付パーティション 205,000円× 知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) H E P Aフィルター付空気清浄機 (陰圧対応も可能なものに限る) 1施設あたり905,000円</p> <p>(3) 個人防護具 3,600円× 知事が必要と認めた人数分</p>	<p>感染症外来協力医療機関の設備を購入するための必要な備品購入費</p>

第1号様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
医療機関名  
代表者名 印

平成 年度 感染症外来協力医療機関設備整備事業費  
補助金交付申請書

下記のとおり感染症外来協力医療機関設備整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳書（別紙1）
- 3 添付書類  
（1）設備整備に係る書類（パンフレット、見積等）  
（2）その他必要と認める書類
- 4 問い合わせ先  
所属：  
氏名：  
TEL：

第2号様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
医療機関名  
代表者名

印

平成 年度 感染症外来協力医療機関設備整備事業費  
実績報告書

下記のとおり感染症外来協力医療機関設備整備事業を実施したので、沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 実績報告明細書（別紙2）
- 3 添付書類
  - （1）設備整備に係る証拠書類等（契約書、納品書、写真等）
  - （2）その他必要と認める書類

第3号様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
医療機関名  
代表者名

平成 年度感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定を受けた平成 年度感染症外来  
協力医療機関設備整備事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、  
次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額  
（要補助金等返還相当額）  
金 円  
（うち国庫返還相当額 金 円）
- 3 添付書類  
（1）仕入控除税額計算書（別紙3）  
（2）記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

## 基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳(感染症外来協力医療機関設備整備事業)

施設名: \_\_\_\_\_

種 目	品 目	基 準 額(A)			対 象 経 費 支 出 予 定 額 (B)				選 定 額 (C)	備 考
		員数 <small>※知事が必要と 認めた数</small>	単 価	金 額	規 格 (形式)	数 量	単 価	金 額		
その他 設備費	HEPAフィルター付き パーティション		205,000	0						
	HEPAフィルター付き 空気清浄機			905,000						
	個人防護具		3,600							
合計		/			/					

(注) C欄は、A欄とB欄を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること

別紙2

平成 年度感染症外来協力医療機関設備整備事業実績報告明細書

施設名: \_\_\_\_\_

種目	品目	総事業費 (A)	当該事業に係る寄付金その他の収入額 (B)	選定額A ((A)から(B)を 控除した額) (C) = (A) - (B)	対象経費の 実支出額 (D)				交付決定額 (E)	選定額B ((D)と(E)とを比較して少ない方の額) (F)	県補助額 (G)
					規格	員数	単価	金額			
その他 設備費	HEPAフィルター 付き パーティション										
	HEPAフィルター 付き 空気清浄機										
	個人防護具										
合計											

(注) G欄は、C欄(選定額A)とF欄(選定額B)を比較して少ない方の額(1,000円未満は切り捨てる。)を記入すること。

**沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額計算書**

(単位はすべて円)

住所			
医療機関名			
代表者名			
交付年度		確定額(報告額)	

特定収入額		
内訳	沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金	
合計		-

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2)	課税資産の譲渡等の対価の額(付表2 ④)	
	非課税売上額(付表2 ⑥)	
	資産の譲渡等の対価の額(合計額)(付表2 ⑦)	-
	課税売上割合(%)	#DIV/0!
	特定収入割合(%)	#DIV/0!

## 1 返還が生じない場合

↑ 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

- ① 免税事業者であり、消費税等の申告義務がない
- ② 簡易課税制度を適用し、みなし仕入率により仕入控除税額の計算を行っている
- ③ 特定収入割合が5%を超えており、仕入控除税額について調整計算を行っている
- ④ その他(選択した場合、以下に詳細を記入)

## 2 返還が生じる場合

← 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

3 「返還が生じる場合」に該当する場合、以下の①または②の表を記入

① 課税売上割合が95%未満の場合

(単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
地方消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
合計(県返還相当額)			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!

② 課税売上割合が95%以上の場合

(単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
地方消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
合計(県返還相当額)			-
(うち、国庫返還相当額)			-

要県補助金等返還額	#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)	#DIV/0!

4 補足

個別対応方式による申告の場合、課税仕入の各配分額をご記入ください。

(一括比例配分方式による申告の場合は、記入不要です。)

	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分
金額			